

遠野市農業集落排水施設条例施行規程

制定 平成31年4月1日 下水道事業管理規程第4号
一部改正 令和2年1月15日 下水道事業管理規程第1号

遠野市農業集落排水施設条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備工事の計画の確認申請)

第2条 条例第5条の規定による排水設備工事の計画確認を受けようとする者又は確認を受けた事項を変更しようとする者は、農業集落排水施設排水設備工事計画（変更）確認申請書（様式第1号）に遠野市下水道条例施行規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第1号。以下「下水道条例施行規程」という。）第6条に定める書類を添付し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、遅滞なく、農業集落排水施設排水設備工事計画（変更）確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(排水設備の設計基準)

第3条 条例第5条に規定する排水設備の設計基準（農業集落排水施設への固着を含む。）は、遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号）第5条及び第6条並びに下水道条例施行規程第4条及び第5条に規定する排水設備の例によるものとする。

(排水設備工事完了の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、農業集落排水施設排水設備工事完了届（様式第3号）により行わなければならない。

2 管理者は、前項の届出による検査を行い、排水設備の設置及び構造に関し適合すると認めるときは、農業集落排水施設排水設備工事完了検査済証（様式第4号）を交付するものとする。

(使用に関する届出)

第5条 条例第10条の規定による届出は、次に掲げる届出書により行わなければならない。

(1) 開始、休止、廃止又は再開 農業集落排水施設使用開始（休止、廃止、再開）届（様式第5号）

(2) 使用者等の変更 農業集落排水施設使用者等変更届（様式第6号）

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第6条 条例第9条の規定により公共ます及びその取付管の新設等をしようとする者は、農業集落排水施設公共ます等特別設置願（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の設置願が提出されたときは、その可否を決定し、農業集落排水施設公共ます等特別設置許可書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 使用者は、遠野市水道事業及び下水道事業会計規程に規定する書類等の様式に関する要綱（平成31年遠野市水道事務所告示第2号）別表に掲げる様式第17号により使用料を納付しなければならない。

2 条例第13条の2第2項本文に規定する定例日は、毎月1日とする。ただし、この日以外に使用を開始し、又は再開する場合は、条例第10条の規定による届出があったときを基準として算定する。

3 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、条例第10条の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。

(汚水量の認定)

第8条 条例第13条の3第2号に規定する場合における汚水量の認定は、当該使用者の世帯の人数に応じ、別表に定めるところにより行う。

(農業その他の事業に伴う申告等)

第9条 条例第13条の3第3号前段の規定による申告は、農業等に伴う汚水量の認定に係る申告書（様式第9号。以下「申告書」という。）により、管理者が別に定める日までに行わなければならない。

2 管理者は、使用者から申告書の提出があったときは、汚水量の認定の可否を決定し、農業等に伴う汚水量の認定（不認定）通知書（様式第10号）により、当該申告をした使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、農業集落排水施設使用料等減免申請書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、農業集落排水施設使用料等減免決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(督促状)

第11条 条例第19条の規定による督促状については、遠野市水道事業給水条例施行規程（平成17年遠野市水道事業管理規程第16号）第13条の表に掲げる様式第17号によるものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第16条に規定する職員の身分を示す証明書は、下水道条例施行規程第26条に規定する遠野市下水道検査員証とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、農業集落排水施設の管理及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市農業集落排水施設条例施行規則（平成17年遠野市規則第173号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相

当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年1月15日 下水道事業管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規程の施行の日以後の遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号）第13条の3の規定による汚水量の認定及び第13条の4の規定による使用者に対する必要な提出の求めに関し必要な手続その他の準備行為は、この規程による改正後の遠野市農業集落排水施設条例施行規程に規定する手続の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

世帯の人数	認定汚水量
1人	6m ³
2人	12m ³
3人	18m ³
4人	23m ³
5人	27m ³
6人	30m ³
7人	32m ³
8人以上	33m ³

様式第1号（第2条関係）

農業集落排水施設排水設備工事計画(変更)確認申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者
住所
氏名
電話

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

農業集落排水施設排水設備工事の計画（変更）の確認を受けたいので、遠野市農業集落排水施設
条例施行規程第2条の規定により、次のとおり申請します。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
排 水 設 備 番 号	遠野市指令下水 第 号		
設 置 場 所			
使用者	住所（所在地）		
	氏 名（名 称）	㊟	電話番号
区 分	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 兼用（職種 ） <input type="checkbox"/> 臨時		
工 事 予 定 期 間	着工予定	年 月 日	世帯人員 人
	完了予定	年 月 日	
施 工 業 者	住所（所在地）		
	氏名（名 称）		
	指 定 店 番 号	第 号	電話番号
	責任技術者名		
使 用 水 道 等	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用		
土 地 所 有 者 の 承 諾	住 所		
	氏 名	㊟	電話番号
排 水 設 備 所 有 者 の 承 諾	住 所		
	氏 名	㊟	電話番号
市 確 認 欄	確 認 年 月 日	年 月 日	
	確 認 者 職 氏 名	㊟	
	融 資 利 用 の 有 無	有 無	
	確 認 結 果 及 び 特 記 事 項		

様式第2号（第2条関係）

農業集落排水施設排水設備工事計画(変更)確認通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった農業集落排水施設排水設備工事計画（変更）については、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することを確認したので、遠野市農業集落排水施設条例施行規程第2条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 番 号	遠野市指令下水 第 号

注 この通知書は、工事の着手及び検査等に必要なものですから大切に保管しておいてください。

様式第3号（第4条関係）

農業集落排水施設排水設備工事完了届

年 月 日

遠野市長

様

申請者

住 所

氏 名

㊟

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け遠野市指令下水 第 号で確認を受けた農業集落排水設備
工事が完了したので、遠野市農業集落排水施設条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
排 水 設 備 番 号	遠野市指令下水 第 号		
設 置 場 所			
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日		
施 工 業 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
	指 定 店 番 号	第 号	電話番号
市 確 認 欄	確 認 年 月 日	年 月 日	
	確 認 者 職 氏 名	㊟	
	検 査 結 果 及 び 特 記 事 項		

様式第4号（第4条関係）

農業集落排水施設排水設備工事完了検査済証

氏 名 （ 名 称 ）		
工 事 区 分		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所		
施 工 業 者	住 所 （ 所 在 地 ）	
	氏 名 （ 名 称 ）	
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日
届 出 年 月 日		年 月 日
排 水 設 備 番 号		遠野市指令下水 第 号
検 査 年 月 日		年 月 日
<p>上記排水設備等工事は、排水設備の設置及び構造の基準に関する法令の規定に適合していると認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">遠野市長 印</p>		

様式第5号（第5条関係）

農業集落排水施設使用開始（休止、廃止、再開）届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

農業集落排水施設の使用を開始（休止、廃止、再開）したいので、遠野市農業集落排水施設条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
排 水 設 備 番 号	遠野市指令下水 第 号
開 始 等 年 月 日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
開 始 等 指 針	m ³
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 浴場用 <input type="checkbox"/> 臨時用
使 用 水 道 等	<input type="checkbox"/> 水道（水道番号第 号） <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用
世 帯 人 員	人
計 量 装 置 設 置 状 況	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日設置）
備 考	

様式第6号（第5条関係）

農業集落排水施設使用者等変更届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

農業集落排水施設の使用者等の変更があつたので、遠野市農業集落排水施設条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所				
給 水 装 置 番 号		第 号		
排 水 設 備 番 号		遠野市指令下水 第 号		
新 所 有 者 <input type="checkbox"/> 申 請 者	住 所 (所在地)			
	フリガナ 氏名 (名称)		電話番号	
旧 所 有 者 <input type="checkbox"/> 申 請 者	住 所 (所在地)			
	フリガナ 氏名 (名称)		電話番号	
新 使 用 者 <input type="checkbox"/> 申 請 者	住 所 (所在地)			
	フリガナ 氏名 (名称)		電話番号	
旧 使 用 者 <input type="checkbox"/> 申 請 者	住 所 (所在地)			
	フリガナ 氏名 (名称)		電話番号	
異 動 理 由 等		相続 (関係)、売買、その他 ()		

※異動があつた場合に記入して下さい。

使用人数の 変更	新世帯員数	
	旧世帯員数	
	異動者名	
	異動理由	

様式第7号 (第6条関係)

農業集落排水施設公共ます等特別設置願

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

Ⓜ

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公共ますを設置したいので、遠野市農業集落排水施設条例施行規程第6条第1項の規定により、設置条件を承諾し、次のとおり申請します。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所	
設 置 理 由	
工 事 内 容	
設 置 条 件	①公共ます及びその取付工事費等は、申請者が負担します。 ②公共ます及びその取付管は、市の検査完了後市に帰属し、市の維持管理となります。 ③公共ます設置場所は、原則として変更しません。 ④用地に係る使用料、補償費等の請求は一切しません。

市記入欄

設計書及び工事費概算額		円
設 計	年 月 日	
着 工	年 月 日	
完 成	年 月 日	
精 算 額		円
備 考		

様式第8号（第6条関係）

農業集落排水施設公共ます等特別設置許可書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった公共ますの設置については、遠野市農業集落排水施設条例施行規程第6条第2項の規定により、次の設置条件を付し許可します。

年 月 日

遠野市長



工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所	
設 置 理 由	
工 事 内 容	
設 置 条 件	①公共ます及びその取付工事費等は、申請者の負担とする。 ②公共ます及びその取付管は、市の検査完了後市に帰属する。 ③公共ます設置場所は、原則として変更できない。 ④用地に係る使用料、補償費等は無償とする。

農業等に伴う汚水量の認定に係る申告書

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

印

遠野市農業集落排水施設条例第13条の3第3号前段の規定による農業等に伴う汚水量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。

耕作物の種類 (水道水を使用する作業のあるもののみ)	耕作面積	申告期間（水道水を使用する期間又は特定の月）
1.	m ²	(月～ 月)
2.	m ²	(月～ 月)
3.	m ²	(月～ 月)
4.	m ²	(月～ 月)
5.	m ²	(月～ 月)
6.	m ²	(月～ 月)
7.	m ²	(月～ 月)
飼育している家畜の種類	飼育頭数	申告期間（水道水を使用する期間）
1.	頭	(月～ 月)
2.	頭	(月～ 月)

申告期間内の概ねの 作 業 内 容 (水道水を使用 する作業のみ)	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
農業収入の有無	<input type="checkbox"/> あり (年度：約 円)	<input type="checkbox"/> なし
出荷の有無	<input type="checkbox"/> あり (出荷している耕作物等：)	<input type="checkbox"/> なし
自家消費の有無	<input type="checkbox"/> あり (自家消費している耕作物等：)	<input type="checkbox"/> なし
世帯人数 (年3月1日 現在)	人 ※畜産に伴う申告の場合のみ、記入願います。	
その他 (任意記載)	※上記の各欄に記載した事項のほか、農業等に伴う水道水の使用に関連する事項がありましたら、記入願います。	

注1 遠野市農業集落排水施設条例第13条の3第3号後段の規定により、この申告書に記載した内容に基づき認定した汚水量は、実際の使用水量の大小にかかわらず、特段の理由がない限り、申告期間内は変更しません。

2 この申告書に記載した事項については、必要に応じて、個別に確認をさせていただく場合があります。

様式第10号（第9条関係）

農業等に伴う汚水量の認定（不認定）通知書

第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申告のありました件について、次のとおり認定しました（認定しないこととしました）ので、遠野市農業集落排水施設条例施行規程第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



認 定 の 可 否	<input type="checkbox"/> 認定する	<input type="checkbox"/> 認定しない（理由 ）
認 定 期 間 （ 申 告 期 間 ）	年 月 から 月 までの使用 （ 月 検 針 分 から 月 検 針 分 ）	
認 定 汚 水 量	m ³	
備 考	認定期間内の使用料は、認定汚水量に基づき、遠野市農業集落排水施設条例の別表により算定します。 なお、同条例第13条の3第3号後段の規定により、認定汚水量は、実際の使用水量の大小にかかわらず、特段の理由がない限り、認定期間内は変更しません。	

- 備考 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。
- 3 決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、当該審査請求に対する判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第12号（第10条関係）

農業集落排水施設使用料等減免決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免について、次のとおり決定したので、遠野市農業集落排水施設条例施行規程第10条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



決 定	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 減免しない
減免金額等	円（ 月分）
条 件 等	
減免しない理由	